

46. 消費税免税店制度について

消費税免税店制度とは

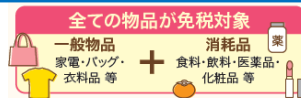
○ 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の**非居住者**に対して**一定の方法**で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

消費税免税店制度拡充の取り組み

拡充第1弾

対象品目拡大（2014年10月1日運用開始）

これまで免税対象外であった消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品等）も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの各産品も免税販売できるようになりました。



拡充第2弾

免税手続き一括カウンター、港湾臨時販売場届出制度の実現

（2015年4月1日運用開始）

- ・商店街や物産センター等において免税手続き一括カウンターを設置することにより、外国人対応や免税手続きに不安のあるお店でも、免税店になることができるようになりました。
- ・また、外航クルーズ船の帰港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための手続きが簡素化され、埠頭での免税販売がしやすくなりました。



拡充第3弾

免税対象金額の引き下げ等

（2016年5月1日運用開始）

- ・免税の対象となる金額が引き下げられました。

	改正前	改正後
一般物品	10,000円超	5,000円以上
消耗品	5,000円超	5,000円以上

拡充第3弾その他

- ・簡便な海外直送手続きの創設
- ・免税手続きカウンター制度の利便性向上
- ・購入者誓約書の電磁的記録による保存



拡充第4弾

免税対象要件の緩和（2018年7月1日運用開始予定）

- ・一般物品についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められます。

手続きの電子化（2020年4月1日運用開始予定）

- ・現行の「購入記録票の旅券への貼り付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とします。
- ・現行の「購入記録票の税関への提出義務」が「税関での旅券の提示義務」に変わります。

〈現行〉



- ・5,000円以上
- ・特殊包装不要
- ・国内使用可
- ・国外持ち出し



- ・5,000円以上、50万円以下
- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し

〈追加〉



〈消耗品と同じ要件〉

- ・合算で5,000円以上、50万円以下
- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し

〈手続き電子化イメージ〉

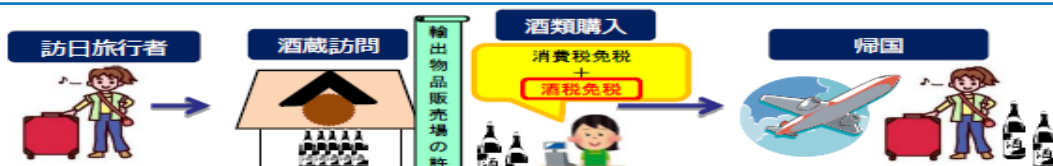


酒税の免税制度の創設

○ 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

（2017年10月1日運用開始）

- ・消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けた酒類製造場において、訪日外国人旅行者等の非居住者へ販売する酒類について消費税に加え酒税を免税で販売できるようになりました。



制度開始時期： 訪日外国人旅行者等の非居住者

対象者： 輸出酒類販売場

（消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場であること、その他の要件に該当する販売場として、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場）

場 所： 日本産酒類の全品目

対象酒類： 2017年10月1日

○問い合わせ先 近畿運輸局 観光部 国際観光課
近畿経済産業局 流通・サービス産業課

電話06-6949-6796
電話06-6966-6025

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

2016 5 1 1 % # \$) 5 1
5 50

<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent/login.php>

JNTO

<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php>